

日本司法書士会連合会「外国人住民票」検討委員会編
『「外国人住民票」その涉外民事実務上の課題と対応』

目次

**第1章 入管法等改正法および改正住
基法施行と涉外実務をめぐる
法制度の概要**

- 本章の概要■2
- 1 「外国人住民票」・外国人住民の「印鑑登録証明」の概要.....3
 - はじめに3
 - (1) 外国人住民票の概要3
 - (A) 外国人住民票の主な記載事項3
 - (a) 氏名3
 - (b) 出生の年月日4
 - (c) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名および世帯主との続柄4
 - (d) 住所および住所を定めた年月日5
 - (e) 住所を定めた旨の届出年月日および従前の住所5
 - (f) 国籍・地域5
 - (g) 外国人住民となった年月日5
 - (h) 通称5
 - (i) 通称の記載および削除に関する事項6
 - (B) 外国人住民に関する主な記載等の手続6
 - (a) 届出に基づく処理——世帯主との続柄の変更届6
 - (b) 職権に基づく処理6

(c) 通称の記載等の処理	7
(2) 外国人住民の「印鑑登録証明」の概要	10
(A) 印鑑登録の資格	10
(B) 登録できる印鑑	10
(C) 印鑑登録原票	10
(D) 印鑑登録証明書	11
(E) 印鑑登録の抹消	11
(F) 旧外登法に基づき外国人登録原票に登録されている者が受けた 印鑑の登録の取扱い	11
おわりに	12
2 「みなし在留カード等」——その見分け方と使用する 主な法的場面	15
はじめに——「みなし在留カード等」とは何か	15
(1) 外国人登録証明書がみなし在留カード等になるかどうかの見 分け方	16
<図1> 旧外登法施行規則別記第5号様式甲	16
<図2> 入管法施行規則別記第7号様式	18
<図3> 入管法施行規則第7号の2様式	18
(2) みなし在留カード等の有効期間	19
(A) 中長期在留者の外国人登録証明書の場合	19
(B) 特別永住者の外国人登録証明書の場合	19
〔表1〕 みなし在留カードの有効期間	20
〔表2〕 みなし特別永住者証明書の有効期間	20
(3) みなし在留カード等が在留カード等とみなされる主な法的 場面	21
(A) 入管法・入管特例法上の手続とみなし在留カード等	21
(B) 住基法上の手続とみなし在留カード等	22

(C) 戸籍法、供託法、不動産登記法の各種手続とみなし在留カード等	22
(D) 平成24年6月25日民一第1550号民事局長通達とみなし在留カー ド等	24
(a) 「法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取 扱いについて」(平成元年10月2日民二第3900号民事局長通達) の変更	24
(b) 「戸籍事務に関して国籍を韓国と認定する資料について」 (平成5年4月9日民二第3319号民事局長通達)の変更	24
〔表3〕 改正前(平成24年7月8日まで)の在留資格・在留期間 (入管法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第 2(第3条関係))	25
3 入管法等改正法・改正住基法施行に伴う関連法の 改正と各種通達の発出	28
はじめに	28
(1) 戸籍法関連の改正	28
(A) 戸籍謄本等の請求の際の本人確認書類の改正	28
(a) 戸籍謄本等の請求の際の本人確認書類	28
(b) 除籍謄本等の請求や届書書類等の閲覧・証明請求の本人 確認、創設的届出における本人確認、不受理申出の際の申 出人の本人確認書類	28
(B) 戸籍通達平成24年6月25日民一第1550号民事局長通達による取 扱いの変更	29
(a) 「在日朝鮮人又は台湾人の婚姻、養子縁組等の届出を受 理する場合の要件具備の審査方法」(昭和30年2月9日民事 甲第245号民事局長通達)	29
(b) 「氏又は名に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理 について」(昭和56年9月14日民二第5537号民事局長通達、最	

終改正平成13年6月15日民一第1544号通達)	30
(c) 「法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」(平成元年10月2日民二第3900号民事局長通達、最終改正平成13年6月15日民一第1544号通達)	31
(d) 「戸籍事務に関して国籍を韓国と認定する資料について」(平成5年4月9日民二第3319号民事局長通達)	31
(e) 「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(平成20年4月7日民一第1000号民事局長通達、最終改正平成22年5月6日第1080号通達)	31
(C) 「戸籍届書の標準様式の一部改正について」(平成24年6月25日民一第1551号民事局長通達)による取扱いの変更	32
(2) 不動産登記法関連の改正	32
(A) 登記識別情報の提供ができない場合の本人確認書類	32
(B) 「不動産登記事務手続準則の一部改正について」(平成24年6月6日民一第1416号民事局長通達)	33
(C) 「入管法等改正法の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」(平成24年6月6日民二第1417号民事局長通達)	33
(D) 「入管法等改正法及び住基法改正法の施行に伴う不動産登記における添付情報の取扱いについて」(平成24年6月6日民二補佐官事務連絡)	34
(3) 商業登記法関連の改正——「商業登記等事務取扱準則の一部改正について」(平成24年6月29日民商第1602号民事局長通達)	34
(4) 供託法関連の改正	35
(A) 供託物払渡しの際の印鑑証明書の添付不要の際の提示書類	35
(B) 「入管法等改正法等の施行に伴う供託事務の取扱いについて」(平成24年6月28日民商第1597号民事局長通達)	35

4 入国管理局に集積される「外国人住民」の情報	37
はじめに	37
(1) 入国管理局に集積される外国人住民の情報の内容	37
(A) 在留カードおよび特別永住者証明書の記載事項	38
(a) 在留カードの記載事項	38
(b) 特別永住者証明書の記載事項	39
(B) 住居地の届出および変更	39
(a) 中長期在留者の場合	39
(b) 特別永住者の場合	40
(C) 住居地以外の情報の変更	40
(a) 中長期在留者の場合	40
(b) 特別永住者の場合	41
(D) 集積される情報の正確性の向上	41
(2) 市町村長から法務大臣に通知される外国人住民の情報	42
(A) 改正住基法施行日前における仮住民票の情報の通知	42
(B) 改正住基法施行日における外国人住民票の情報の通知	42
(C) 改正住基法施行日以降の届出および変更情報の通知	43
(a) 中長期在留者の場合	43
(b) 特別永住者の場合	44
(c) 市町村の通知事務の性質	45
(D) 審査、職権による住民票の記載、削除、記載の修正をした場合の通知	45
(3) 入国管理局に集積される外国人住民の情報の開示	48
(A) 外国人登録原票に記載されていた情報	48
(B) 在留カードまたは特別永住者証明書の交付を受けている者の情報	49
おわりに	49
(A) 外国人登録原票に記載されていた情報	49

(B) 「世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄」……………49

(C) 「通称」「通称の記載及び削除に関する事項」……………50

第2章 「改正住基法」施行後の涉外民事実務に関する問題点

■本章の概要……………54

1 「仮住民票」から移行した「外国人住民票」の問題点……………55

はじめに……………55

(1) 仮住民票の作成とその記載内容……………55

(A) 仮住民票事務処理要領の発出……………55

(B) 仮住民票の作成対象者……………55

(C) 仮住民票の主な記載事項……………55

(a) 氏名……………56

(b) 出生の年月日……………56

(c) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名および世帯主との続柄……………56

(d) 住所および住所を定めた年月日……………57

(e) 住所を定めた旨の届出の年月日（職権で記載した場合にはその年月日）および従前の住所……………57

(f) 通称……………57

(g) 通称の記載および削除に関する事項……………58

(h) 国籍・地域……………58

(D) 外国人住民予定者への通知……………58

(2) 仮住民票から移行した外国人住民票の問題点……………58

(A) 氏名の問題……………59

(a) 簡体字（繁体字）表記から正字表記に職権で変更した氏名……………59

(b) 氏名の変更履歴の消滅……………59

(B) 変更履歴が消滅した「通称」の問題……………59

(C) 「住所を定めた年月日」が不明の問題……………60

(D) 「従前の住所」が不明の問題……………60

おわりに……………60

2 法務省への「外国人登録原票」の開示請求手続の問題点……………64

はじめに……………64

(1) 外登法廃止前の登録原票の開示制度……………64

(A) 登録原票に記載されていた事項……………64

(B) 旧外登法の登録原票の開示……………65

(C) 閉鎖登録原票の開示……………66

(2) 外登法廃止後の登録原票に係る開示（現在）……………66

(A) 登録原票に係る開示請求……………67

(a) 開示請求権（開示請求者）……………67

(b) 開示請求できる対象……………67

(c) 保有個人情報の開示義務……………67

(d) 開示請求の手続……………67

(e) 本人等確認書類の提出……………68

(f) 開示請求書の様式……………69

(g) 開示手数料……………69

(h) 開示請求先……………70

(B) 死亡した外国人に係る登録原票の写しの交付請求……………70

(a) 交付請求者……………70

(b) 本人等確認書類の提出	70
(c) 交付請求書の様式	70
(d) 交付手数料	71
(e) 交付請求先	71
(C) 開示または交付の態様と問題点	71
(a) 開示請求の場合	71
(b) 交付請求の場合	71
(c) 具体例	72
(d) 開示（交付）請求手続の問題点	74
(3) 出入（帰）国記録に係る開示請求	74
(A) 開示請求者	75
(B) 開示請求ができる対象	75
(C) 開示請求の手続	75
(D) 本人等確認書類の提出	75
(E) 開示請求書の様式	75
(F) 開示手数料	75
(G) 開示請求先	75
おわりに	75
〔表4〕 各種開示請求、交付請求の比較	77
〔表5〕 各種開示請求、交付請求の本人等確認書類	79
3 外国人住民の住所・氏名等の変更をめぐる不動産登記手続の問題点	80
はじめに	80
(1) 登記名義人の住所・氏名（通称を含む）変更登記手続の場合	80
(A) 住所変更の場合	81
(a) 仮住民票の記載	81
(b) 平成24年7月8日以前に住所移転をした場合の問題点	81

(B) 氏名変更の場合	81
(a) 仮住民票の記載	81
(b) 平成24年7月8日以前に氏名変更をした場合の問題点	82
(c) 簡体字（繁体字）表記氏名の場合	83
(d) カタカナ表記氏名の場合	83
(C) 通称の変更の場合	83
(2) 住所・氏名（通称を含む）の履歴の消去等に対する対応	84
(A) 住所の履歴の消去等に対する対応	84
(a) 平成24年7月8日以前に住所移転をした場合	84
(b) みなし在留カード等の活用	85
(B) 氏名の履歴の消去等に対する対応	85
(a) 平成24年7月8日以前に氏名変更をした場合	85
(b) 簡体字（繁体字）の氏名表記の場合	86
(c) カタカナ表記氏名の場合	86
(C) 通称の履歴の消去等に対する対応	86
おわりに	87
4 外国人住民票の「世帯事項」の意義と問題点	91
はじめに	91
(1) 外国人住民の「世帯」の変更届と「世帯主との続柄」	91
(A) 世帯事項の変更届	91
(B) 世帯事項の記載内容	92
(a) 個人票・世帯票と世帯主	92
(b) 実際の世帯主が中長期在留者等ではない場合	92
(c) 「世帯主との続柄」の記載	92
(2) 外国人住民の「世帯主との続柄」変更の職権記載	93
(A) 外国人住民と日本人が同一世帯の場合	93
(a) 住所地の市町村長の処理	93

- (b) 住所地以外の地の市町村長の処理93
- (B) 外国人同士が住所地以外の市町村で戸籍に関する届出等をした場合93
- (3) 外国人住民のみに義務づけられる「世帯主との続柄」の変更届93
 - (A) 外国人住民の「世帯主との続柄」の変更届義務93
 - (B) 「世帯主との続柄」の変更届を要しない場合94
- (4) 外国人住民の「世帯主との続柄」を証する文書95
 - (A) 「世帯主との続柄」を証する文書の添付義務95
 - (B) 「世帯主との続柄」を証する文書の内容95
 - (C) 「世帯主との続柄」を証する文書の添付が必要な届出95
 - (D) 「世帯主との続柄」を証する文書の添付が不要な場合96
- (5) 「世帯事項」の効用と問題点97
 - (A) 「世帯事項」の効用97
 - (B) 「世帯事項」の問題点97
 - (a) 本国の身分登録証明書取得の困難性97
 - (b) 短期保存期間の問題97
 - (c) 法務大臣による情報公開98

第3章 外国人住民の今後の涉外民事実務上の課題

- 本章の概要102
- 1 外国人住民の身分情報の入手をめぐる課題103
 - はじめに103
 - (1) 外国人住民票の「世帯主との続柄」104

- (2) 本国の身分登録簿へのアクセス106
- (3) 在留外国人の涉外戸籍に関する届出107
 - (A) 日本における外国人に係る身分変動事実（出生・死亡）に関する報告的届出108
 - 〔表6〕 外国人の出生数・死亡数（2011年）108
 - (B) 日本における外国人に係る婚姻・離婚に関する創設的届出109
 - (a) 日本人・外国人間の婚姻・離婚の場合109
 - 〔表7〕 日本人・外国人の婚姻件数・離婚件数（2011年）109
 - (b) 外国人同士の婚姻・離婚等の場合110
 - 〔表8〕 外国人同士の婚姻件数・離婚件数（2011年）111
 - (C) 日本における外国人に係る離婚に関する報告的届出112
 - (a) 日本人・外国人間の日本の裁判所の離婚判決に関する報告的届出112
 - (b) 外国人同士の日本の裁判所の離婚判決に関する報告的届出112
- (4) 在留外国人に関する涉外戸籍届書等の保存と受理証明書113
 - (A) 涉外戸籍届書等の保存と保存期間113
 - (a) 管轄法務局に保存される日本人・外国人間の涉外戸籍届書113
 - (b) 市町村に保存される戸籍記載不要の届書の保存113
 - (c) 市町村の受付帳の保存113
 - (B) 届書の受理証明書・記載事項証明書の交付請求114
 - 〔図4〕 戸籍法施行規則附録第21号書式（第66条関係）114
- (5) 外国人住民の身分情報の入手をめぐる課題115
- おわりに116

- 2 外国人住民の氏名・住所その他の記録の保存をめぐる課題122
 - はじめに122
 - (1) 外国人住民票の保存122

(A) 氏名の変更	123
(B) 住所の変更	123
(2) 外国人登録原票の保存と保存期間	123
(3) 入国管理局等に集約される外国人住民情報の保存	124
(A) 外国人住民の住居地届出に関する市町村長から法務大臣への通知	124
(B) 外国人住民票の記載等の市町村長から法務大臣への通知	124
(4) 戸籍法上の届出書類等の保存と保存期間	125
(A) 受附帳の作成と保存	125
(B) 届出書の受理または不受理の証明書	125
(C) 戸籍記載後の届書類の保存	125
(D) 戸籍の記載不要届書類の保存	126
(a) 死亡届	126
(b) 出生届	126
(c) 婚姻届等	126
おわりに	126

補章 日本司法書士会連合会の法改正 に対する取組み

■本章の概要	130
1 検討委員会の発足から改正法の施行まで（2011年 8月5日～2012年7月9日）	131
(1) はじめに	131
(2) 渉外実務に精通する司法書士とのワークショップの開催	132
(A) 第1回（2011年8月26日）	132

(B) 第2回（2011年9月16日）	133
(C) 第3回（2011年10月7日）	133
(3) 日司連、総務省自治行政局外国人住民基本台帳室へ「改正住 基法令改正政令案」「改正住基法規則改正省令案」についての意 見書を提出（2011年11月19日）	134
(4) 書籍『外国人住民票の創設と渉外家族法実務』（民事法研究会） の発刊（2012年5月）	135
(5) 仮住民票のモデル収集と分析（2012年6月）	135
(6) 公開報告会「知らないではすまされない外国人住民票」の開 催（2012年6月23日）	136
(7) 外国人登録者総数上位100自治体への「外国人に係る住民票に 関するアンケート」の実施（2012年6月27日）	137
(8) 全国都道府県知事宛ての「外国人登録法廃止後の登録原票デー タの一部保有と開示」要望書の発送（2012年7月4日）	137
2 改正法の施行から現在まで（2012年7月9日～2013 年3月末日）	139
(1) はじめに	139
(2) 法務省民事局長宛ての照会文「外国人登録法廃止後の在留外 国人の住所・氏名変更登記の取扱いについて」とその後の打合 せの経緯（2012年8月8日・9月14日・12月21日）	139
(3) 司法書士との「今後の在留外国人の身分登録」に関する意見 交換	140
(A) 第1回（2012年9月21日）	140
(B) 第2回（2012年10月12日）	141
(4) 法務省入国管理局との連絡会	143
(A) 第1回連絡会（2012年9月18日）	143
(B) 第2回連絡会（2012年11月21日）	144

(C) 第3回連絡会（2013年2月19日）	146
(5) 浜松市（外国人集住都市会議参加都市）への実状調査（2013年1月23日）	148
(6) 全国司法書士への「外国人住民票」に関するアンケートの実施（2013年2月）とその結果	150
(7) 検討委員会、①総務省自治行政局外国人住民基本台帳室宛て「『住民基本台帳法』の『外国人に係る住民票』関連についての質問書」と②法務省民事局宛て「『入管法等改正法』及び『住基法改正法』の施行に伴う涉外民事実務に関連する質問書」を日司連執行部に提出（2013年3月26日）	153
(8) 日司連、法務省入国管理局長宛て「外国人住民に係る涉外民事実務の課題について（提言）」を提出（2013年3月26日）	155

要領・通達

(1) 「印鑑登録証明事務処理要領」（平成24年1月20日総行住第8号通知、抄）	160
(2) 「住民基本台帳事務処理要領」（平成24年2月10日総行住第17号通知、抄）	163
(3) 「仮住民票に関する事務について」（平成24年2月10日総行住第19号通知、抄）	181
(4) 「入管法等改正法等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」（平成24年6月6日民二第1417号民事局長通達）	190
(5) 「入管法等改正法及び改正住基法の施行に伴う不動産登記における添付情報の取扱いについて」（平成24年6月6日民事局第二課補佐官事務連絡）	193

(6) 「入管法等改正法等の施行に伴う戸籍に関する従来の通達の取扱いについて」（平成24年6月25日民一第1550号民事局長通達）	194
(7) 「入管法等改正法等の施行に伴う供託事務の取扱いについて」（平成24年6月28日民商第1597号民事局長通達）	197

資料 I

(1) 日司連の法改正に対する現在までの動き（年表）	202
(2) 日司連、総務省自治行政局外国人住民票基本台帳室宛て「住基法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び「住基法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」の意見募集に対して提出した意見書（2011年12月16日）	207
(3) 日司連、外国人登録者総数上位100自治体宛て「外国人に係る住民票に関するアンケート」の実施（2012年6月27日）とその結果（抄）	212
(4) 日司連、全国都道府県知事宛てに発送した「外国人登録法廃止後の登録原票データの一部保有と開示について（要望）」（2012年7月4日）	218
(5) 日司連会長名による法務省民事局長宛て「外国人登録法廃止後の、在留外国人の住所・氏名変更登記の取扱いについて（照会）」（2012年7月）	219
(6) 外国人集住都市会議、「新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する緊急提言書」（2012年8月1日、抄）	221
(7) 「外国人との共生社会」実現検討会議、「外国人との共生社会に向けて（中間的整理）」（2012年8月27日、抄）	225
(8) 日司連「外国人住民票」検討委員会、法務省入国管理局宛てに提出した「住民基本台帳法の『外国人に係る住民票』関連の質	

目次

問書」(2012年9月18日)、同「補充質問」(2013年1月14日) ……228

(9) 日司連「外国人住民票」検討委員会、全国司法書士への「在留
外国人にかかる登記申請手続に関するアンケート」の実施(2013
年2月)とその結果(抄) ……235

資料Ⅱ

日司連、法務省入国管理局長宛てに提出した「外国人住民に係る涉
外民事実務の課題について(提言)」(2013年3月26日) ……246

・あとかき ……261

・執筆者一覧 ……264